

件名：

新型コロナウイルスに関するイリノイ州第1地域（州北部9郡）、第2地域（州北中部20郡）第5地域（州南部20郡）への新たな制限措置（ティア2）の導入

ポイント：

1月15日、イリノイ州政府は新型コロナウイルス感染拡大に関し、イリノイ州の第1地域（州北部9郡）、第2地域（州北中部20郡）、第5地域（州南部20郡）の3地域に対して即日、制限措置をティア2へ緩和することを発表しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。

本文：

イリノイ州政府は、新型コロナウイルス対策のためイリノイ州を11地域に分け、地域毎に感染状況をモニターするとともに、一定の基準より悪化した場合は新たな制限を課すと発表しており、昨年11月20日以降、州全11地域に対してティア3の制限措置が課されてきました。この度、第1、第2、第5の各地域において陽性率等の基準値が改善したため、これらの地域では1月15日から、制限措置をティア2へ緩和することを発表しました。

1 制限措置の発効日： 2021年1月15日（金）から

2 期間

期間は設定されておらず、陽性率や空き病床数の割合、患者数の増減等の基準に照らして判断。

3 制限対象地域（郡）

- ・第1地域（Boone, Carroll, DeKalb, Jo Daviess, Lee, Ogle, Stephenson, Whiteside, Winnebago)
- ・第2地域（Bureau, Fulton, Grundy, Henderson, Henry, Kendall, Knox, La Salle, Livingston, Marshall, McDonough, McLean, Mercer, Peoria, Putnam, Rock Island, Stark, Tazewell, Warren, Woodford)
- ・第5地域（Alexander, Edwards, Franklin, Gallatin, Hamilton, Hardin, Jackson, Jefferson, Johnson, Marion, Massac, Perry, Pope, Pulaski, Saline, Union, Wabash, Wayne, White, Williamson)

4 制限措置（ティア2）の内容

（1）バー／レストラン（ティア3と変更なし）

- ・全てのバーは午後11時に閉店し、翌日午前6時以降は開店可能。
- ・屋内におけるサービスの停止。
- ・顧客は全員屋外のテーブル席に着席。
- ・バーカウンターでの注文、着席、バーカウンター周辺に集まることは不可（全てのスツール（背もたれのない椅子）をバーから取り除くこと）。
- ・各テーブルは6フィートの間隔を維持。

- ・テーブルへの案内を待つ間、または屋外へ出る際に、屋内または屋外で一か所に集まらない。
- ・屋内においてダンスまたは立っていることは不可。
- ・利用に際しては予約が必要。
- ・一つのテーブルに複数のグループが着席することは不可。
- ・一つのテーブルに6人より多い人数が着席することは不可。

(2) 会合、社会的活動、集会等（結婚式、葬儀、持ち寄りパーティ、ホテルなどを含む）

- ・屋内外ともに人数は10人を上限とする。
- ・専門的、文化的、社会的なグループの集まりに適用される。
- ・対面式の教室学習またはスポーツに参加している学生には適用されない。
- ・この制限措置は、復興計画第4段階のビジネスガイダンスで示されているオフィス、パーソナルケア・サービス、小売などの施設全体の収容人数を減らすものではない。
- ・ホテルの部屋の利用は、登録されたゲストのみに制限される。最大収容人数は、消防法で規定された人数とする。
- ・ホテルのフィットネスセンターは閉鎖、若しくは予約制によってのみ利用が可能。利用人数は最大収容人数の25%に制限される。
- ・パーティーバス（多人数を乗せたレクリエーション目的のバスまたは類似した乗物）の禁止。

(3) 組織化されたグループのレクリエーション活動（スポーツ、フィットネスセンターを含む）

- ・レクリエーション及びスポーツ施設は、屋内・屋外ともに25名、または定員の25%のうち、いずれか少ない方を上限とする。
- ・10人を超えるグループは許可されないが、障壁によって分離され、施設全体の収容人数制限内にある場合は、複数のグループが許可される。これにはフィットネス教室も含まれる。
- ・フェイスカバーは、人や機械の間隔に関係なく、個人の運動をしているときを含め、フィットネスセンターでは常に着用すること。
- ・スポーツは、個々のスポーツのリスクに基づいた適切なレベルの練習と試合の概要を示したAll Sport Guidelines に定められた緩和措置に従うこと（詳細は下記リンク参照）。
<https://www.dph.illinois.gov/covid19/community-guidance/sports-safety-guidance>
- ・上記に含まれない屋外での活動は、現行の DCEO ガイダンスに従って継続する。

※上記措置に加え、イリノイ州保健局は下記の行動を推奨しています。

- ・目立つ場所に、マスクの着用及び社会的距離の維持を促す標識を表示。
- ・他の州や海外への不必要な旅行をしない。
- ・12歳から17歳までの個人は、学校以外の場所において4人以上で集まらない。
- ・可能な限り在宅ワークの推進。

○本件に関する州政府の発表とティア2制限措置については下記のリンクを参照ください。

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=22653>

<https://dph.illinois.gov/sites/default/files/COVID19/IL%20Tier%202%20Resurgence%20Mitigations%20-%20January%2015%2C%202021%20Update1.pdf>

○制限措置（ティア1～ティア3）及び州内の11地域に関しては下記のリンクを参照ください。

<https://dph.illinois.gov/regionmetrics?regionID=1>

○2020年11月18日付当館領事メール「新型コロナウイルスに関するイリノイ州全域への新たな制限措置（ティア3）の導入」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100116805.pdf>

○2020年7月17日付当館領事メール「イリノイ州復興計画に係る変更」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100075134.pdf>

在留邦人の皆様におかれては、ご自身のお住まいや職場がどの地域に属するのか確認しつつ、良き市民として引続き外出時におけるマスクの着用、社会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。